

## 第 1 1 次佐賀市交通安全計画の概要

(計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度)

### 佐賀市交通安全計画について

- 交通安全対策基本法第 26 条に基づく法定計画
- 上位計画である佐賀県交通安全計画に基づくとともに、本市の実情を踏まえ、昭和 47 年以降 10 次にわたり計画を策定してきた。
- 人命尊重の理念の下、本市における交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定める 5 か年（令和 3 年度～令和 7 年度）の計画

第 11 次交通安全基本計画（令和 3 年 3 月 29 日策定）

第 11 次佐賀県交通安全計画（令和 3 年 9 月 8 日策定）

第 11 次佐賀市交通安全計画（令和 3 年 12 月 9 日策定）

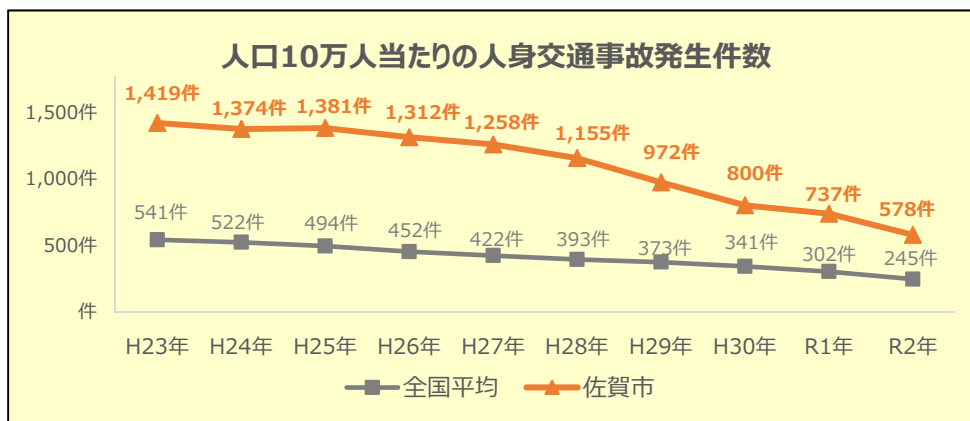
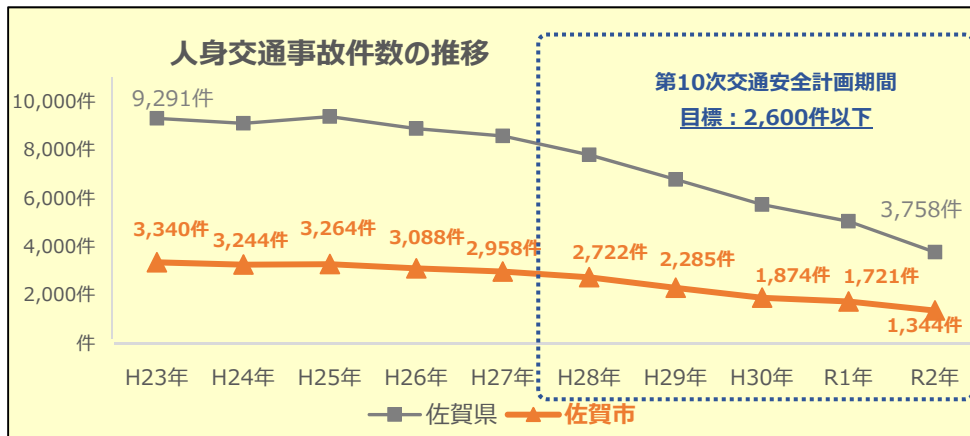
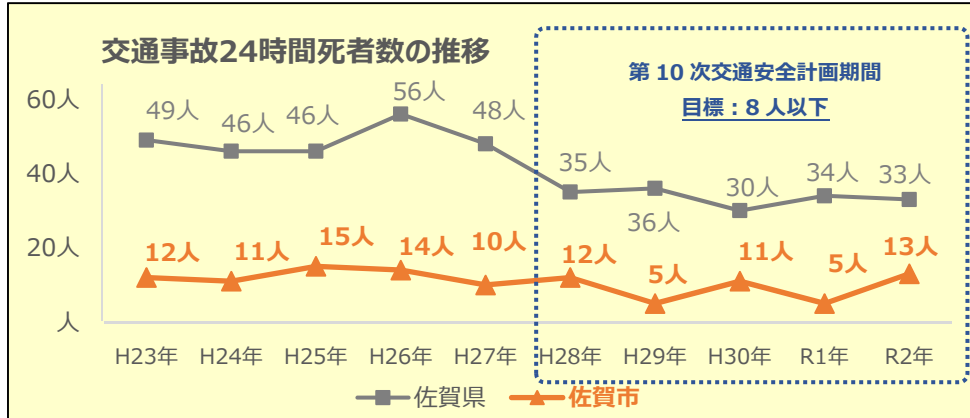
### 第 1 章 佐賀市交通安全計画について（P2～P5）

#### 【基本理念】

- 1 人命尊重の理念に基づき、不断の取組により交通事故のない社会を目指す。
- 2 人優先の交通安全思想を基本とし、諸施策を推進していく。
- 3 高齢化が進行しても安全に移動できる社会を構築する。
- 4 交通社会を構成する三要素（人間・交通機関・交通環境）に応じた施策を推進する。
- 5 その他の効果的な対策の実施（被害者支援等）

## 第2章 道路交通の安全 (P6~P32)

### ○道路交通事故の現状 (P7~P8)



- 交通事故による死者数の減少は鈍化傾向
- 第10次計画における「年間24時間交通事故死者数8名以下」の目標は、平成29年・令和元年是達成、そのほかの年は未達成
- 人身交通事故件数は第10次計画期間において大幅減少
- 第10次計画における「人身交通事故件数2,600件以下」の目標を達成
- しかし、「人口10万人当たりの人身交通事故件数」は、未だに全国と比較して高い水準

### ○第 11 次計画における目標（P11）

- ① 計画期間における年毎の 24 時間死者数を **7 人以下**にする
- ② 令和 7 年までに人身交通事故発生件数を **850 件以下**にする

### ○道路交通安全対策を考える 6 つの視点（P12～P14）

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活道路及び幹線道路における安全確保
- ④ 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- ⑤ 地域が一体となった交通安全対策の推進
- ⑥ 先端技術の情報収集・広報

### ○講じようとする施策（7 つの柱）（P15～P32）

#### (1) 道路交通環境の整備

通学路の交通安全確保／歩行空間の整備／高齢者等の移動手手段確保／自転車利用環境の整備 等

#### (2) 交通安全思想の普及徹底

幼児、小中学生、高校生、成人、高齢者までの段階的な交通安全教育／外国人への交通安全教育／自転車の安全利用の啓発／自転車保険への加入啓発／飲酒運転根絶の啓発 等

#### (3) 安全運転の確保

高齢者に対する教育の充実／シートベルト等着用徹底の啓発 等

#### (4) 車両の安全性の確保

不正改造車の排除／自転車の点検・整備の啓発 等

#### (5) 道路交通秩序の維持

事故多発路線等での街頭指導強化／飲酒運転等の違反者の取締強化の要請／「佐賀市暴走族追放審議会」を中心とした暴走族追放の推進 等

#### (6) 救助・救急活動の充実

応急手当の普及啓発／救急関係機関との連携強化 等

#### (7) 被害者支援の推進

県交通事故相談所等の関係機関に係る広報／交通災害共済の加入促進 等

### 第3章 踏切道における交通の安全 (P33~P34)

#### ○踏切事故の状況 (P32)

- 令和2年、全国で173件発生、死傷者数は124人
- 全国的には踏切事故は減少傾向

#### ○講じようとする施策 (P33)

- (1) 踏切道の構造の改良、踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- (2) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置